

**Q & A**  
**週休2日促進工事に関して**

○ 対象となる工事等について

Q 1 岡山県が発注する営繕工事はすべて対象となるのか。

A 1 土木部都市局建築営繕課が発注する営繕工事で、建築営繕課長が指定する工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、岡山県工事特記仕様書にその旨を明記してあるとともに、入札図書として週休2日促進工事特記仕様書が添付されています。

Q 2 週休2日促進工事の対象工事で、週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 2 週休2日促進工事を達成しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

○ 対象期間及び休日について

Q 3 対象期間とは何か。

A 3 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日を言い、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q 4 工事完成日とは何か。

A 4 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとします。

Q 5 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 5 営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、週休2日促進工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。

Q 6 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A 6 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、発注者間の協議により「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の2.（2）対象期間から除外する期間を決定します。

Q 7 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 7 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q 8 休日の確認はどのように行うのか。

A 8 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画表」に記載された休日の取得実績で確認しますが、必要に応じて、発注者が、当該施設管理者等に現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行います。

Q 9 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。

A 9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「岡山県営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の2.（2）対象期間に含まないこととしています。

Q 10 週休2日促進工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A 10 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日促進工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第23条第1項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q11 対象期間の中で現場閉所（現場休息）を行いやすい時期にまとめて現場閉所（現場休息）を行うことで週休2日を確保することは可能か。

A11 対象期間全体で必要な休日日数を取得できれば、現場閉所（現場休息）率を確保したことになりますが、休日は4週（28日）を1スパンとして平均的に取得するよう配慮してください。

○ 積算方法について

Q12 週休2日促進工事の積算方法はどうか。

A12 4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。詳細につきましては、**別添1**をご参照願います。

Q13 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A13 週休2日促進工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

○ 設計変更について

Q14 設計変更とは具体的には何か。

A14 現場閉所（現場休息）が4週8休（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日））未満であった場合は、契約書第26条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。

Q15 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A15 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。

営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした補正は必要ありません。

Q16 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

A16 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

Q17 週休2日促進工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

A17 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

○ 工事成績評定について

Q18 工事成績評定で評価するのか。

A18 対象期間において週休2日を確保できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」で評価します。

## 週休 2 日促進工事における補正・積算方法

令和 3 年 4 月版

## 1. 工事費の積算方法

週休 2 日促進工事においては、次の補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正することとし、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

- ・ 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上） 1. 0 5

## 2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

## (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

## (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、補正係数 1.05 から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

## 【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

## 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

## 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

## (参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

## 【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

## 【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2建築工事の補正率

| 工種                 | 摘要※  | 4週8休以上    |           |
|--------------------|------|-----------|-----------|
|                    |      | 新営<br>補正率 | 改修<br>補正率 |
| 仮設工事               |      | 1.03      | 1.03      |
| 土工事                |      | 1.03      | 1.03      |
| 地業工事               |      | 1.03      | 1.03      |
| 鉄筋工事               |      | 1.04      | 1.04      |
| コンクリート工事           |      | 1.04      | 1.04      |
| 型枠工事               |      | 1.03      | 1.03      |
| 鉄骨工事               |      | 1.04      | 1.04      |
| 既製コンクリート           |      | 1.03      | 1.03      |
| 防水工事               | 市場単価 | 1.02      | 1.09      |
| 防水工事<br>(シーリング)    | 市場単価 | 1.04      | 1.17      |
| 防水工事               | 物価資料 | 1.02      | 1.02      |
| 石工事                |      | 1.02      | 1.02      |
| タイル工事              |      | 1.03      | 1.03      |
| 木工事                |      | 1.02      | 1.02      |
| 屋根及びとい             |      | 1.02      | 1.02      |
| 金属工事               | 市場単価 | 1.02      | 1.11      |
| 金属工事               | 物価資料 | 1.02      | 1.02      |
| 左官工事<br>(仕上塗材仕上)   | 市場単価 | 1.04      | 1.04      |
| 左官工事<br>(仕上塗材仕上以外) | 市場単価 | 1.04      | 1.18      |
| 左官工事               | 物価資料 | 1.04      | 1.04      |
| 建具(ガラス)            | 市場単価 | 1.02      | 1.12      |
| 建具(シーリング)          | 市場単価 | 1.04      | 1.19      |
| 建具                 | 物価資料 | 1.02      | 1.02      |
| 塗装工事               | 市場単価 | 1.04      | 1.18      |
| 塗装工事               | 物価資料 | 1.04      | 1.04      |
| 内外装工事              | 市場単価 | 1.03      | 1.15      |
| 内外装工事<br>(ビニル系床材)  | 市場単価 | 1.02      | 1.10      |
| 内外装工事              | 物価資料 | 1.03      | 1.03      |
| 内外装工事<br>(ビニル系床材)  | 物価資料 | 1.02      | 1.02      |
| ユニットその他            |      | 1.01      | 1.01      |
| 排水工事               |      | 1.03      | 1.03      |
| 舗装工事               |      | 1.02      | 1.02      |
| 植栽及び<br>屋上緑化       |      | 1.03      | 1.03      |

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2電気設備工事の補正率

| 工種   | 摘要                                  | 4週8休以上    |           |
|------|-------------------------------------|-----------|-----------|
|      |                                     | 新営<br>補正率 | 改修<br>補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線び<br>及び同ボックス               | 1.04      | 1.22      |
|      | ケーブルラック                             | 1.03      | 1.17      |
|      | 位置ボックス及び位置<br>ボックス用ボンディング           | 1.03      | 1.21      |
|      | プルボックス                              | 1.02      | 1.15      |
|      | プルボックス用接地端子                         | 1.00      | 1.00      |
|      | 防火区画貫通処理<br>ケーブルラック用(壁・床)           | 1.03      | 1.16      |
|      | 防火区画貫通処理<br>金属管・丸型用                 | 1.01      | 1.06      |
| 配線工事 | (電動機その他接続材<br>工事)金属製可とう電線管          | 1.03      | 1.17      |
|      | 600V絶縁電線及び<br>600V絶縁ケーブル            | 1.03      | 1.20      |
| 接地工事 | (接地極工事)銅板式、<br>銅覆鋼棒、接地極埋設<br>票(金属製) | 1.03      | 1.03      |

表M-2機械設備工事の補正率

| 工種                  | 摘要                           | 4週8休以上    |           |
|---------------------|------------------------------|-----------|-----------|
|                     |                              | 新営<br>補正率 | 改修<br>補正率 |
| 保温工事                | 配管用、ダクト用及び<br>消音内貼           | 1.03      | 1.18      |
| ダクト設備               | 低圧ダクト、排煙ダクト及び<br>低圧チャンパー類    | 1.03      | 1.18      |
| ダクト付属品              | 既製品ボックス、制気口、<br>タンパー等の取付手間のみ | 1.04      | 1.25      |
| 衛生器具設備<br>(ユニットを除く) | 取付手間のみ                       | 1.04      | 1.25      |